

環太平洋経済連携協定（TPP）参加交渉に向けた協議に関する意見書

本年11月、野田首相が「関係国との協議に入る」と表明したTPPは、関税を原則撤廃し、農産物の輸入を完全に自由化するものともいわれ、我が国が迅速に参加することによる国内農業への影響、特に輸入増大による国内生産への打撃が強く危惧されているところである。

また、農林漁業と食料の問題だけでなく、同時に検討される「非関税障壁の撤廃」は、労働・金融・保険・医療・国の公共事業への参入に道をひらき、食の安全が脅かされること、国民皆保険制度が崩され医療崩壊がすすむこと、地元中小企業向け官公需発注が困難になることなどが危惧されている。

一方、アジア太平洋の貿易・投資ルールづくりを主導するという観点からは、日本の考え方を反映するべきものであり、他の経済連携と同時並行で進めるべきである、製造業の空洞化を防ぐ一つの手段となる、投資環境の改善で、日本への着実な利益の還流につながる等の意見からも、貿易立国として「強い経済」を実現するためには、市場として成長が期待できるアジア諸国や新興国、欧米諸国、資源国等との経済関係を深化させ、我が国の将来に向けての成長・発展基盤を再構築していくことも求められている。

こうした危惧や見解が広がっているが、TPP参加交渉で、協議される事項が何なのか、わが国の利点・不利となる点、国益上の危機が何か、どのような対策を検討しているのか、将来の日本が国際的にどういう国家となっているかのビジョンなど、正確な情報が示されないために、現状では、国民的議論が全く熟していない段階である。

こうした状況を踏まえ、TPPへの参加の是非の判断に際しては、政府は、懸念事項に対する事実確認と国民への十分な情報提供を行い、同時に幅広い国民的議論を行ったうえで、参加交渉に向けた協議に関して、慎重に取り組むことを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成23年12月16日

稻城市議会議長 田中繁夫